

## 保 税 蔵 置 場 許 可 の 承 継 の 承 認 に つ い て

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和5年9月25日

大 阪 税 関 長      大 内   聡

### 記

- 承継を受けた者の名称及び住所  
日鉄物流株式会社  
東京都中央区日本橋一丁目13番1号
- 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地  
日鉄物流大阪株式会社 桜島倉庫  
大阪府大阪市此花区桜島3丁目10番44号
- 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所  
日鉄物流大阪株式会社  
大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目3番11号
- 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地  
日鉄物流株式会社 関西物流センター 桜島倉庫  
大阪府大阪市此花区桜島3丁目10番44号
- 承継された許可期間  
自 令和 5年10月 1日  
至 令和 6年 6月30日